

JUNOデイサービスセンター宿運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社JUNOが開設するJUNOデイサービスセンター宿(以下「事業所」という。)」
が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業及び指定第1号通所介護事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定地域密着型通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業所の指定介護予防通所介護事業及び指定第1号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練をお行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
一 名称 JUNOデイサービスセンター宿
二 所在地 総社市宿170-3

(授業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
一 管理者 1人 (常勤1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
二 生活相談員 1人
介護職員 1人以上
機能訓練指導員 1人
生活相談員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により営業日及び営業時間以外でも、サービスの提供を行う場合があるものとする。
一 営業日 日曜日から土曜日までとする。

二	営業時間	8時00分から17時00分までとする。
三	サービス提供時間	9時00分から16時10分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は10名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活の世話…日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他必要な身体の介助
 - ウ 養護(休養)
- 二 機能訓練…利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- 三 食事提供…栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
 - 又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- 四 入浴介助…入浴の介助又は清拭等を行う。
- 五 送迎…利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- 六 相談、助言に関すること…利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 1 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、または各市町村の定める額とし、当該通所介護事業が法定代理サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けることが出来るものとする。
- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに10円。
 - 二 食費、飲食代(おやつ含む)として、1日あたり800円。
 - 三 おむつ代として、その実費。
 - 四 その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、指定地域密着型通所介護:総社市
介護予防通所介護:総社市・倉敷市・岡山市
第1号通所事業:総社市 とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備の使用に当たっては、本来の用途に従い適切にしようしなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているとき、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 1 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等対策の万全を期すものとする。
2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施をおこなう。
4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年5月及び11月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(運営推進会議)

第13条 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 1 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、総社市の職員、地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護についての知見を有する者とする。
- 2 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議は事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止のための措置)

第14条 1 事業所は、利用者的人権の擁護及び虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第16条 事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や
関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第17条 1 事業所は、通所介護事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応
するために、必要な措置を講ずるものとする。
2 事業所は、通所介護事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書
その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に
応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、
当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3 事業所は、提供した通所介護事業に係る利用者からの苦情に関して岡山県国民健康
保険団体連合会の調査に協力するとともに、岡山県国民健康保険団体連合会から指導又は
助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、
介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)
に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
2 事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、適切な業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後3か月以内
二 繼続研修 年2回
3 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の
家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
6 事業者は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は
優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の
就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びに
これらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

(衛生管理)

第19条 事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に
掲げる措置を講じるものとする。
一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1
回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び
訓練を定期的に実施する。

この規程は	平成20年9月1日	から施工する。
	平成20年11月1日	一部改正
	平成22年4月1日	一部改正
	平成22年8月1日	一部改正
	平成22年11月1日	一部改正
	平成24年3月1日	一部改正
	平成24年4月1日	一部改正
	平成25年12月1日	一部改正
	平成27年3月1日	一部改正
	平成27年5月1日	一部改正
	平成27年8月1日	一部改正
	平成27年9月1日	一部改正
	平成29年1月1日	一部改正
	平成30年2月1日	一部改正
	平成30年7月1日	一部改正
	令和2年7月1日	一部改正
	令和3年5月1日	一部改正
	令和4年12月1日	一部改正
	令和6年1月1日	一部改正
	令和6年4月1日	一部改正
	令和6年6月1日	一部改正